

■ 金額端数処理とは

たとえば、次のような売上があるでしょう。

例：1 枚 0.5 円の紙を 3 枚販売したときの金額は？

答えは 1.5 円。

ところが、これをお客様から代金を頂くとなると 1 円未満の金額をどのようにするかが問題となる。

このような場合の対処法としては、

- 1 円未満を切り捨て
- 1 円未満を切り上げ
- 1 円未満を四捨五入

以上の 3 つの処理が考えられる。

このような処理を弊社では金額端数処理という。

どの方法をとるかはシステムの発注者によって様々だ。システムを作る前に現状の端数処理方法を確認しておく必要がある。

一般に、次のような暗黙のルールが存在する。

数量や単価には小数点以下の数値が存在してもよいが、それらを掛け合わせた金額欄には小数点以下の金額は存在させない。

なんらかの端数処理を行うのが普通であるということ。

もしも金額フィールドに小数点以下があるとしたら、少なくとも請求書印刷時にはそれらの金額は表示されるべきである。古いシステムなどには金額フィールドの中に小数点以下の数値が存在するものも見受けられるが、最近では少ないようだ。

端数処理は原則として販売者側が決めるものであるが、まれに得意先が指定する場合もある。

■ 消費税計算について

販売管理システムを作るうえで、消費税に関して整理しておく必要がある。

分かっているようで分かっていない、だけど誰にも聞けない、それが消費税なのである。まずはおさらい。

問い：1 本 1 0 0 円のボールペンを販売するとき消費税はいくらか？

答えは次の通り。

外税の場合：1 0 0 円 × 5 % = 5 円

内税の場合：1 0 0 円 × (5 % ÷ 1 0 5 %) = 4 . 7 6 円

(消費税率が5%という前提で)

以上である。

ここでいう外税とは、

商品の価格には税が含まれておらず、別途に消費税率によって消費税を算出する場合を言う。

内税とは、

商品の価格に既に消費税が含まれている場合を言う。

よって、お客様に請求する金額は、

外税の場合：商品価格100円＋消費税5円＝105円

内税の場合：商品価格100円に消費税4.76円が含まれているのでそのままの金額＝100円

となる。

では次の質問。

問い：非課税商品である400円の収入印紙を販売したら税はいくらか？

答え：0円

非課税商品とはお客様から税金をとってはならない商品を指す。

収入印紙そのものが税なので、税に税を加算することは許されない。

税法が改正され、末端の小売業者は内税方式で商品価格を表示するところが多くなってきているが、中小企業においてはまだまだ外税方式が多い。中には、得意先Aには外税、得意先Bには内税でといった具合に、得意先ごとに税の計算方法を切り替えているところもある。

● 売上傳票に表示される消費税について

次のような外税方式の売上傳票があったとする。

				2006/01/01
売上傳票				
得意先名：山田太郎様				
品名	数量	単価	金額	
ボールペン A	1 本	100 円	100 円	
ボールペン B	1 本	99 円	99 円	
			消費税	
			総合計	

消費税の計算方法には次の方法がある。

- 1：売上明細 1 行ごとに消費税を算出してそれを合計する（弊社では売上明細単位と言う）
- 2：売上金額の総合計に税率を掛けて消費税を算出する（弊社では売上傳票単位と言う）

1 番の場合などでは 1 明細ごとの消費税金額には小数点以下が発生していても構わないが、それを合計した値を上記のように表示する場合は小数点以下を表示しないのが普通。

これら 2 通りの算出結果は微妙に違う。

消費税を算出するには金額の端数処理（前述）を決定し、さらに消費税の端数処理をどのように行うかを最初に決めなければならない。

例：1 本 99 円のボールペンを販売したときの外税での消費税は・・・
（伝票に 1 明細しか無かった場合として）

答えは 4.95 円だがお客様には 1 円未満のお金を頂戴するわけにはいかない。

そこで端数処理が必要となる。

税の端数処理も前述の金額端数処理と同じで、

- 1 円未満を切り捨て
- 1 円未満を切り上げ
- 1 円未満を四捨五入

以上の 3 つがある。

消費税端数処理は金額端数処理と同じで、原則として販売者側が決めるものであるが、まれに得意先が指定する場合もある。

消費税の計算は売上明細ごと（弊社では売上明細単位という）売上傳票ごと（弊社では売上傳票単位という）の 2 通りだけではない。さらに、

3：一ヶ月間の総売り上げに対して税率を掛けて求める
(弊社ではこの方式を[請求書単位]という)

などという計算方法もある。特定のお客様に毎月のように発行する請求書などでは請求書ごとの消費税計算もまだまだ多い。

請求書単位で消費税を求める場合では、売上傳票には意図的に消費税を表示しない場合がある。なぜなら、伝票ごとに算出された消費税金額を積み上げていった場合と請求書単位で計算された消費税金額とは微妙に異なるからだ。

たとえば、伝票単位で消費税端数処理を切り捨てとして求められた消費税の総額と、請求書単位で消費税端数処理を同じく切り捨てとした場合を比べると、後者のほうが金額は大きくなる可能性が高い。

システムを開発する前に、これら消費税の計算方法をどのような方法とするのか(あるいはすべてに対応させるべきなのか)を明確にしておく必要がある。

以上